

【審議事項（１）－４】

み自第231号

平成29年7月14日

山形県環境影響評価審査会

会長 中島 和夫 様

山形県環境エネルギー部長



県営風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書並びに酒田市十里塚風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書に係る山形県環境審議会自然環境部会の意見について（提出）

標記準備書に関し、山形県環境審議会自然環境部会から別添のとおり意見の提出がありましたので、報告します。

県営風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書に係る 山形県環境審議会自然環境部会の意見の概要

- 事業実施による影響の有無について事後評価が可能となるよう、事業実施区域の東側に生育するクロマツ海岸林の生育の状況や松枯れ被害状況等、森林の現状を把握し、評価書に記載すること。
- 事業区域内の地形改変区域における在来植物による植生復元の実施について、植生改変面積の予測及び評価を行うとともに、緑化に関する計画が明らかにされていないので、具体的な植栽方法等について検討し、評価書に記載すること。
- 両事業の事業区域が近接していることから、広範囲に移動する鳥類については、それぞれの調査結果のみで予測、評価を行うのではなく、両事業で得られた調査結果をお互いに引用し、バードストライクや生態系への影響等について影響の予測、評価を行い、環境保全措置を検討すること。
- 両事業の事業区域は、我が国有数の渡り鳥の飛来地として国指定最上川河口鳥獣保護区に指定されており、野生生物の保護上重要な地域であり、両事業とも行政機関が行う事業であること、予測には不確実性を伴うことを踏まえ、渡り鳥をはじめとする鳥類への影響を軽減するために、例えばバードストライクが頻発するようであれば、学識経験者と協議し、一定期間の稼働停止等の対策を講ずるなど、他の事業のモデルとなるよう積極的な環境保全措置を実施すること。
- 工事の実施や施設の供用により、バードストライクや渡り鳥、庄内海岸の地形や植生、景観等への影響が懸念されているので、環境保全措置や事後調査、環境監視（事後モニタリング）等の実施について、県と市で協議検討して取り組むこと。
- 事後調査の項目は、松枯れや希少鳥類の繁殖状況等、風力発電施設の存在や稼働の影響の可能性が想定されるものについて幅広く抽出して事後調査の計画を策定し、影響が確認された場合の対策について、評価書に記載するとともに、事後評価が可能ないように影響を受けていない時点での状況を把握し、評価書に記載すること。

酒田市十里塚風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書に係る 山形県環境審議会自然環境部会の意見の概要

- 事業実施による影響の有無について事後評価が可能となるよう、事業実施区域の東側に生育するクロマツ海岸林の生育の状況や松枯れ被害状況等、森林の現状を把握し、評価書に記載すること。
- 事業区域内の地形改変区域における在来植物による植生復元の実施について、植生改変面積の予測及び評価を行うとともに、緑化に関する計画が明らかにされていないので、具体的な植栽方法等について検討し、評価書に記載すること。
- 両事業の事業区域が近接していることから、広範囲に移動する鳥類については、それぞれの調査結果のみで予測、評価を行うのではなく、両事業で得られた調査結果をお互いに引用し、バードストライクや生態系への影響等について影響の予測、評価を行い、環境保全措置を検討すること。
- 両事業の事業区域は、我が国有数の渡り鳥の飛来地として国指定最上川河口鳥獣保護区に指定されており、野生生物の保護上重要な地域であり、両事業とも行政機関が行う事業であること、予測には不確実性を伴うことを踏まえ、渡り鳥をはじめとする鳥類への影響を軽減するために、例えばバードストライクが頻発するようであれば、学識経験者と協議し、一定期間の稼働停止等の対策を講ずるなど、他の事業のモデルとなるよう積極的な環境保全措置を実施すること。
- 工事の実施や施設の供用により、バードストライクや渡り鳥、庄内海岸の地形や植生、景観等への影響が懸念されているので、環境保全措置や事後調査、環境監視（事後モニタリング）等の実施について、県と市で協議検討して取り組むこと。
- 事後調査の項目は、松枯れや希少鳥類の繁殖状況等、風力発電施設の存在や稼働の影響の可能性が想定されるものについて幅広く抽出して事後調査の計画を策定し、影響が確認された場合の対策について、評価書に記載するとともに、事後評価が可能ないように影響を受けていない時点での状況を把握し、評価書に記載すること。